

（本号の目次）-----

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 4 年(2022 年)8 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 9 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）-----

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】Y 学校法人が行う医学部入試選抜において女性、浪人生等の出願者を不利に扱う得点調整が行われたとして原告である特定適格消費者団体が合格の判定を受けなかった者につき被害回復の共通義務確認の訴えを起し、受験費用等請求の一部が認容された事例(令和 2 年 3 月 6 日東京地裁)

参照条文等:消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 1 条、2 条 4 号、3 条、65 条

キーワード:被害回復の共通の義務確認の訴え 入試 得点調整

【2】賃貸人 X が賃借人に建物賃貸借契約に基づく原状回復費用及び更新事務手数料を求めたところ、更新事務手数料の条項は信義則に反し無効と判断した原判決を変更し、更新事務手数料に関わる条項は有効として X の請求を一部認容した事例(令和 3 年 1 月 21 日東京地裁)

参照条文等:消費者契約法 10 条、民法 1 条 2 項、601 条、借地借家法 26 条、28 条

キーワード:更新事務手数料 信義則 無効

【3】外国に在る日本人がその国の方式に従って婚姻をする場合「夫婦が称する氏」を定めているとは限らず、定めることなく婚姻することを許容しているものと解されるので、婚姻後の氏につき夫の氏と妻の氏にレ点を付して日本の区役所に提出された婚姻届を有効と判断(令和 3 年 4 月 21 日東京地裁)

参照条文等:法適用通則法 24 条 1 項、2 項、民法 750 条、戸籍法 41 条、74 条 1 号、行訴法 4 条

キーワード:夫婦が称する氏 外国の方式による婚姻 婚姻届

【4】神社の氏子 X が保険会社 Y と日常事故賠償責任補償特約を含む自動車損害保険契約を締結していたが、神社境内の清掃中切断した樹木の枝が他の氏子に当たり死亡したことから、X の作業は日常生活に該当しないとして賠償金の支払を認めなかった事例(令和 3 年 6 月 22 日東京地裁)

参照条文等:保険法第 2 章

キーワード:日常事故 樹木の切除作業 特約付き自動車損害保険

（商事法）

【5】会社の取締役役に適切な労務管理体制の構築・運用を懈怠し善管注意義務に違反したとしてその責任を問うには、代表取締役及び労務管理を所掌する取締役の判断の前提となる情報の収集、分析、検討、又はその判断の過程及び判断内容に不合理があることを要すと判示(令和 3 年 7 月 21 日熊本地裁)

参照条文等:会社法 423 条 1 項、847 条の 2

キーワード:取締役 善管注意義務 労務管理体制の構築・運用

（知的財産）

【6】音楽教室における生徒の演奏は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に行われているので演奏主体は生徒であり、公衆に直接聞かせる目的で演奏するものでもないので著作権管理事業者に対する著作権(演奏権)の侵害は生じないと判示(令和 3 年 3 月 18 日知財高裁)

参照条文等:著作権法 2 条 5 項、22 条

キーワード:音楽教室 生徒の演奏 著作権侵害

【7】原告が、被告が管理運営するサイトに本件写真を基にして作成した画像をアップロードしたことが、原告の本件写真に係る著作権(複製権及び公衆送信権)及び氏名表示権を侵害したと主張し、被告に著作権に基づき損害賠償等を求め、請求が認容された事例(令和 4 年 7 月 13 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 19 条 1 項、21 条、23 条、114 条 3 項

キーワード:写真をもとにして作成した画像 アップロード 著作権

【8】フランチャイズ加盟店契約の期間満了後も、被告は原告標章が付された看板等を被告店舗に設置して

いたので、原告が被告に対し本件加盟契約に基づき、被告が本件商標の使用を中止するまでの違約金及び遅延損害金の各支払等を求め、請求が認容された事例(令和4年7月20日東京地裁)

参照条文等:商標法37条1号

キーワード:フランチャイズ加盟店 契約終了後の商標使用 使用差止め

(刑事法)

【9】科刑上一罪の重い罪と軽い罪のいずれにも選択刑として罰金刑があり、軽い罪の罰金刑の多額の方が重い罪の罰金刑の多額よりも多いときは刑法54条1項の規定の趣旨等に鑑み罰金刑の多額は軽い罪のそれによるべきと判示(令和2年10月1日最高裁)

参照条文等:刑法54条1項

キーワード:科刑上一罪 刑法54条1項 罰金刑

【10】上告趣意書の差出最終日に弁護人が辞任し差出最終日には被告人に弁護人がなかったとしても、一審・控訴審での弁護人の辞任状況などに鑑み差出最終日までに上告趣意書を差し出さなかったことを理由に被告人の上告を棄却したことは正当であるとされた事例(令和4年7月20日最高裁)

参照条文等:刑訴法376条、414条、刑訴規則236条、252条

キーワード:弁護人 辞任 上告趣意書

【11】準強制性交等被疑事件において差押えられた、被害者に無断で撮影・録音された動画データを含む携帯電話機等を申立人が還付請求したのに対し、不還付の処分がなされ最終的に特別抗告を申し立てた。本決定は、被害者の名誉、人格を著しく害する等として不還付物件の還付請求は権利の濫用として原決定を相当とした(令和4年7月27日最高裁)

参照条文等:刑法178条、刑訴法123条1項

キーワード:押収物 還付 データ 被害者 権利濫用

【12】刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律98条の定める作業報奨金の支給を受ける権利に対して強制執行をすることはできないと判示(令和4年8月16日最高裁)

参照条文等:刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律98条

キーワード:作業報奨金 目的 強制執行

【13】少年は暴行事件で試験観察とされたが、遵守事項違反はないものの委託先を無断退去し、調査官に身元や連絡先を伝えることができない不良交友に居場所を求めた点から要保護性は極めて高いとして第1種少年院送致が決定され、この処分に対する少年の抗告を棄却した(令和3年9月6日東京高裁)

参照条文等:少年法25条、同33条

キーワード:試験観察 補導委託 不良交友 少年院送致

【14】被告人が実母、祖父母を襲い、更に近隣住民も襲って5名を殺傷した殺人、殺人未遂等の事案。被告人の行為は精神障害による妄想・幻聴の影響下で行われたもので心神喪失か心神耗弱かが争われ、本判決は心神喪失状態にあった疑いが残るとして被告人を無罪とした(令和3年11月4日神戸地裁)

参照条文等:刑法39条1項、刑訴法336条

キーワード:心神喪失 精神鑑定

(公法)

【15】視覚障害者以外の者を対象とした按摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の養成施設の認定申請が却下されたため、Xは職業選択の自由を制限するもので憲法22条1項に違反するとして不認定処分の取消しを求めたが、重要な公共の利益のための必要な合理的な措置として申立が棄却された事例(令和2年12月14日仙台高裁)

参照条文等:憲法22条1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律1条、2条1項、2項、附則19条1項

キーワード:職業選択の自由 視覚障害者 公共の利益

【16】太陽光発電施設建設のためX社がY市の管理する普通河川敷地の占用の許可を求めたが不許可となりその取消しを求めた。一審は市長の裁量権の濫用を認め、Xの請求を認容。Yの控訴に対して控訴審は裁量権の濫用は否定したが、本件で示された理由では理由の提示とは認め難いとして一審判決の結論を相当とした(令和3年4月21日東京高裁)

参照条文等:河川法1条、24条、伊東市普通河川条例4条1項、10条1項、11条1項、伊東市行政手続条例5条、8条1項

キーワード:太陽光発電 河川敷地 裁量権の濫用

【17】令和3年10月31日施行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙区割りを定める公職選挙法の規定の憲法適合性が争われた公選法204条に基づく選挙無効訴訟において、原告らの請求が棄却された事例(令和4年2月3日大阪高裁)

参照条文等:憲法14条1項、公職選挙法13条1項、別表第1、同法204条

キーワード:小選挙区 憲法適合性 1票の価値

【18】障害者等の就職困難者に係る就労継続支援等の業務を営む Y は障害者ら 15 名を雇用し助成金等約 1400 万円を受給したが、申請書の雇用期間の記載等に偽りがあったとして国が支給金の返還を求めたところ、本判決は Y の助成金不正受給を認め国の請求を全部認容した(令和 1 年 11 月 7 日東京地裁)

参照条文等:雇用保険法 62 条 1 項 3 号、5 号(平成 28 年法 17 号改正前)、雇用保険法施行規則(平成 24 年厚生労働省令 67 号改正前)109 条、110 条 1 項、2 項

キーワード:障害者雇用 助成金 不正受給

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】東京地判令和 2 年 3 月 6 日 判例時報 2520 号 39 頁

平成 30 年(ワ)第 38776 号 共通義務確認請求事件(一部認容、一部却下(確定))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/307/089307_hanrei.pdf

原告である特定適格消費者団体が、Y 学校法人を被告として、被告が行った平成 29 年度及び 30 年度医学部医学科の一般入学試験及びセンター試験利用入学試験において、出願者への事前の説明なく、出願者の属性(女性、浪人生及び高等学校等コードが 51000 以上の者)を不利に扱う得点調整が行われたことに関し、不法行為又は債務不履行に該当するとして、合格の判定を受けなかった者(以下「本件対象者」という。)について、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、被害回復のための共通義務確認の訴え(同法 2 条 4 号)を提起した事案である(共通義務が確認されれば、第 2 段階の簡易確定手続に移行し、確定された債権について消費者の被害回復が図られる。)

裁判所は、特例法 2 条 4 号の要件(多数性、共通性)や 3 条 4 項の要件(支配性)を肯定した上で、出願者と被告との間には本件試験についての契約が成立し、被告は公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行う責務があるところ、被告は募集に際して学生募集要項やアドミッション・ポリシー等により出願者の属性を入学試験の評価において考慮する旨を告知すべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当であり、告知を行わず秘かに得点調整を行っていたことは本件対象者との関係で違法との評価を免れ得ない、と判示し、原告が請求した損害のうち、受験費用(入学検定料、受験票送料、送金手数料及び出願書郵送料)並びに特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用についての支払義務確認請求を認めたが、受験に要した旅費及び宿泊費については、個々の消費者の個別の事情を相当程度審理せざるを得ない面があり、簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難で、支配性の要件を欠くとして、その支払義務確認請求を却下した。

参照条文等:消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律 1 条、2 条 4 号、3 条、65 条

【2】東京地判令和 3 年 1 月 21 日 判例時報 2519 号 52 頁

令和 2 年(レ)151 号 原状回復費用等請求控訴事件 変更(確定)

本件は、建物の賃貸人であった X が賃借人であった Y に対し、建物賃貸借契約に基づく原状回復費用 7 万 8390 円及び更新事務手数料 3 万 9500 円の支払を求めたものであり、一審は、原状回復費用を 2 万 6248 円の限度で認容し、法定更新の場合の更新事務手数料の条項は信義則に反し、消費者契約法 10 条により無効であるとして請求を棄却したところ、X が控訴した事案である。本件賃貸借契約書には、合意更新法定更新に関わらず更新料として新賃料の 1 か月分、更新事務手数料として 0.5 か月分を支払う旨記載されていた(本件条項)。

本判決は、原状回復費用を 2 万 2980 円とし、更新事務手数料については、本件賃貸借契約を締結した際、合意更新法定更新を問わず、更新料及び更新事務手数料を支払う旨を一義的かつ具体的に規定された契約書を取り交わすことにより合意したものと認められ、その額についても本件賃貸借契約の賃料額や更新される期間に照らし高額に過ぎるという事情は認められない等から総合考慮すると本件条項は、消費者契約法 10 条に該当せず有効であるとして一審の判決を変更し、更新事務手数料の請求を認めた。なお、本件は Y が控訴も附帯控訴もしていないため、不利益変更禁止の原則により、原状回復費用については原審より低額となったが X の請求を一部棄却することはせず、控訴棄却することと定めるものとされている。

参照条文等:消費者契約法 10 条、民法 1 条 2 項、601 条、借地借家法 26 条、28 条

【3】東京地判令和 3 年 4 月 21 日 判例時報 2521 号 87 頁

平成 30 年(行ウ)第 246 号 婚姻関係確認等請求事件(一部却下、一部棄却(確定))

アメリカ合衆国ニューヨーク州の婚姻の方式に従って婚姻を挙行した X らは、千代田区長に対し、婚姻後の夫婦の氏につき夫の氏と妻の氏のいずれにもレ点を付した婚姻届を提出したところ、民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号に違反していることを理由として不受理とする処分(以下、「本件不受理処分」という。)を受けた。

X らは、Y(国)に対し、公法上の法律関係に関する確認の訴え等を行った。

本判決は、外国に在る日本人がその国の方式に従って婚姻をする場合には婚姻挙行時に「夫婦が称する氏」を定めているとは限らず、法適用通則法 24 条 2 項は、「夫婦が称する氏」を定めることなく婚姻することを許容しているものと解さざるをえないとして、婚姻は日本において有効に成立していると判断したが、

戸籍法 122 条に基づく家庭裁判所への不服申立の手段に言及し、確認の利益を欠くとした。

参照条文等：法適用通則法 24 条 1 項、2 項、民法 750 条、戸籍法 41 条、74 条 1 号、行訴法 4 条

【4】東京地判令和 3 年 6 月 22 日 判例時報 2521 号 79 頁

令和 2 年(ワ)第 13596 号 保険金請求事件(棄却(控訴))

神社の氏子会の会員 X が保険会社 Y との間で自動車損害保険契約(日常事故賠償責任補償特約(本件特約)を含む。)を締結していたところ、氏子会の仲間とともに神社の境内において清掃を行い、地上 5 メートルの高さでチェーンソーを用いて、樹木の大枝を切り落としたところ(本件作業)、大枝が他の会員(被害者)に当たり、被害者が死亡した。X は、Y に対し、本件特約に基づき、被害者に対する賠償金等の支払を求めた。

本判決は、本件特約の「日常生活」には定義規定は置かれておらず、一般的な意味(日々繰り返される普段通りの生活)を出発点ないし手がかりとして解釈するよりほかないとして、本件作業は普段通りの生活においては滅多に経験することのない危険性の高い作業であり、「日常生活」には該当しないと判示した。また、本件特約の免責事由「職務」についても、一般的な意味(仕事として担当する任務、つとめ、役目)を出発点ないし手がかりとして解釈するほかないとして、①一定の事業主体が組織され(事業目的のために職務遂行における損害発生リスクを回避する措置をとり得る程度に組織されていることが必要)、②事業目的のための仕事・任務であること、が要素とされることを述べた上で「職務」に該当するとした。

以上から、本判決は、X の請求を棄却した。

参照条文等：保険法第 2 章

(商事法)

【5】熊本地判令和 3 年 7 月 21 日 金法 2190 号 52 頁

平成 28 年(ワ)第 624 号 旧株主による責任追及訴訟事件(請求棄却)

本件は、株式会社 A 銀行と株式会社 B 銀行との間の株式移転の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日の 6 か月以上前から A 銀行の株主であり、現在も上記株式移転により A 銀行の完全親会社となった株式会社 C の株式を有している X が、X の亡夫であり A 銀行の従業員であった D が A 銀行の業務に起因して平成 24 年に自殺し、A 銀行が X 及びその子らに対する損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等を支払うとともに法令遵守が重視される銀行としての信用が著しく損ねられ、信用毀損による損害を被ったのは、当時 A 銀行の取締役であった Y1～Y10 が、従業員の労働時間管理体制の構築に係る善管注意義務を懈怠したためであると主張して、会社法 847 条の 2 及び同法 423 条 1 項に基づき、Y らに対し、損害賠償金 2 億 6419 万 6097 円及びこれに対する遅延損害金を A 銀行に支払うことを求める旧株主による株主代表訴訟の事案である。

本判決は、会社の取締役に対し、適切な労務管理の体制の構築・運用を怠ったことが善管注意義務に違背するとしてその責任を追及するためには、代表取締役及び労務管理を所掌する取締役の判断の前提となった情報の収集、分析、検討が不合理なものであったか、あるいは、その事実認識に基づく判断の過程及び判断内容に明らかに不合理な点があったことを要するものと解するのが相当であるところ、当時において A 銀行が構築・運用していた労働時間管理に係る体制は合理的なものであり、その適正な運用を担保するために複合的・重層的な施策が採られていたと評価することができ、当時の他の民間企業の状況等と比較してもその体制や施策は遜色のないものであったといえることができるから、A 銀行の代表取締役であった Y1、人事部を所掌する常務取締役であった Y2 及び取締役人事部長であった Y9 が労務管理に関する内部統制システム構築・運用義務に違反したということとはできないし、上記以外の各取締役についてはその監視は正義義務が発生する前提を欠くことになるので、上記各取締役において A 銀行の労働時間管理に係る体制が適正に運用されるように監視すべき義務に違反したということもできないと判示した。

参照条文等：会社法 423 条 1 項、847 条の 2

(知的財産)

【6】知的財産高判令和 3 年 3 月 18 日 判例タイムズ 1497 号 133 頁

令和 2 年(ネ)第 10022 号 音楽教室における著作物使用にかかわる請求権不存在確認控訴事件(一部変更、上告、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/223/090223_hanrei.pdf

音楽教室を運営する X らは、著作権管理事業者 Y に対し、Y が管理する楽曲に関し X らが生徒との間で締結した受講契約に基づき行われるレッスンにおける演奏について、著作権(演奏権)侵害に基づく損害賠償請求権又は著作権利用料相当額の不当利得返還請求権のいずれも有していないことの確認を求めた。

本判決は、教師の演奏行為については、X らが教師に対し受講契約の本旨に従った演奏行為を雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながら管理支配下にて演奏させているので、演奏の主体は X ら(音楽教室事業者)であり、音楽著作物の複製権が行使され、あるいは利

用申込書等の音楽教室での利用が予定されていること等を把握できる記載があるとしても、演奏権が消尽することはないとして、Yは音楽教室におけるレッスン中の教師によるY管理の楽曲の演奏について上記損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有するとした。他方、本判決は、生徒の演奏については、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っているので演奏主体は生徒であり、公衆に直接聞かせる目的で演奏するものでもないので、演奏権の侵害は生じないとし、上記損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有しないとした。

参照条文等：著作権法 2 条 5 項、22 条

【7】東京地判令和 4 年 7 月 13 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 21405 号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/322/091322_hanrei.pdf

原告が、被告がその管理運営するウェブサイト(本件写真(原告は、本件写真の著作者であり、著作権者である。))を基にして作成した画像(本件画像)をアップロードしたことが、原告の本件写真に係る著作権(複製権及び公衆送信権)及び氏名表示権を侵害したと主張して、被告に対し、著作権に基づき損害賠償等を求めた事案。

原告は、「Flickr」(本件写真共有サイト)にて本件写真を投稿し、公開するとともに、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(作品を公開する著作者が条件付きで作品の再使用を許可するに当たって容易にその意思を表示できるようにクリエイティブ・コモンズが策定した条件付使用許諾の類型。)を付与し、著作者の表示等を条件に本件写真の複製等による使用を許諾している。本件画像は、被告が管理運営するウェブサイト(本件被告サイト)において掲載されたが、本件被告サイトにおいて、本件写真の著作者が原告である旨の表示はされなかった。

本件判決は、被告は、本件被告サイトにおいて、本件画像をサーバー内に保存することにより、本件写真を複製し、送信可能化したと評価することができる。本件被告サイト内において、本件写真の著作者が原告であることは表示されていないのだから、被告は、原告の本件写真に係る複製権及び自動公衆送信権並びに氏名表示権を侵害したといえるとして、原告の請求を認容した。

これに対し、被告は本件画像の選択や配置を考慮してサーバー内にこれを蔵置したのは外注会社であり、しかも、被告は同社がサーバー内に本件被告サイトに係るデータや素材等を蔵置する前に本件被告サイトの内容を確認してもいないから、原告の著作権及び著作者人格権の侵害主体ではない旨を主張したが、本件判決は、ウェブサイト制作の依頼を受けた業者が、依頼者に何らの確認をとることなく、完成したウェブサイトに係るデータや素材等をサーバー内に蔵置して納品することは通常考え難い。仮に被告の主張する経緯が認められるとしても、被告は、本件被告サイトを管理運営していたこと、本件写真を使用することによる最終的な利益帰属主体は被告であることからすると、被告自らが本件画像をアップロードしたと同視できるとして、被告の主張を採用しなかった。

参照条文等：著作権法 19 条 1 項、21 条、23 条、114 条 3 項

【8】東京地判令和 4 年 7 月 20 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 12182 号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/321/091321_hanrei.pdf

原告は、「カーコン」を標準文字で横書きした商標からなり、第 37 類「自動車の整備または修理」等を指定役務とする商標権(本件商標)を有している。原告と被告は、自動車の車検整備等のサービスを提供する「カーコンビニ倶楽部」の店舗に係るフランチャイズ加盟店契約(本件加盟店契約)を締結した。本件加盟店契約には、「本件加盟店契約終了後も被告又は関係者が契約商標等を継続して使用する場合には、被告は、その行為を中止するまで、原告に対し、1 日当たり 2 万円の損害金を支払う(本件加盟店契約 23 条 3 項)」等の内容が含まれていた。

本件加盟店契約が契約期間の満了により終了した後も、被告は、被告標章が付された看板等を被告店舗に設置していたので、原告が、被告に対し、本件加盟店契約 23 条 3 項に基づき、被告が本件商標の使用を中止するまでの違約金及び遅延損害金の各支払等を求めた事案。

被告は、被告店舗において、①自動車の板金塗装業、②車検業及び③自動車販売業を営んでおり、これらは本件商標の指定役務に該当する。また、本件商標は、「カーコン」を標準文字で横書きしたものであり、被告標章は、「カーコン」との文字を横書きした点は本件商標と同一であるが、「カ」と「コ」の間の長音符に代えてスパナが図示されており、その点で相違している。もっとも、本件商標と被告標章は、称呼はいずれも「カーコン」と同一である上、外観の相違点は大きいものとはいえず、同一の役務に使用された場合に、役務の出所につき誤認混同のおそれがあるといえるから、類似すると認められる。

したがって、被告会社は、本件商標権を侵害したものと認められる、として原告の請求は認容された。

参照条文等：商標法 37 条 1 号

(刑事法)

【9】最一判令和 2 年 10 月 1 日 判例タイムズ 1497 号 65 頁

平成 30 年(あ)第 845 号 建造物侵入、埼玉県迷惑行為防止条例違反被告事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/739/089739_hanrei.pdf

被告人は、共犯者と共謀し、盗撮用小型カメラを設置する目的でパチンコ店の女子トイレ内に共犯者において侵入し、女性の姿態を撮影した。建造物侵入罪(3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金)と埼玉県迷惑行為防止条例 2 条 4 項(盗撮)違反の罪(6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)の牽連犯となり刑法 54 条 1 項後段により科刑上一罪となった。

第 1 審判決は、重点的対照主義によれば本件の罰金の多額は重い建造物侵入罪の 10 万円となるとした上で、それを前提とすると本件では罰金刑の選択は相当ではないとし、被告人を懲役 2 月執行猶予 3 年に処し、原判決も第 1 審判決を是認し控訴を棄却した。被告人は上告し、罰金刑の多額を 10 万円としたのは同種事案で罰金の多額は軽い罪のそれによるべきとした名古屋高裁金沢支部平成 26 年 3 月 18 日判決と相反し、本件で罰金の多額は埼玉県条例違反の 50 万円になると主張した。

本判決は、科刑上一罪の重い罪と軽い罪のいずれにも選択刑として罰金刑があり、軽い罪の罰金刑の多額の方が重い罪の罰金刑の多額よりも多いときは、刑法 54 条 1 項の規定の趣旨等に鑑み、罰金刑の多額は軽い罪のそれによるべきとし、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合であるとはいえないとし、原判決及び第 1 審判決を破棄し、さいたま簡易裁判所に差し戻した。

参照条文等:刑法 54 条 1 項

【10】最三決令和 4 年 7 月 20 日 裁判所 HP

令和 4 年(す)第 428 号 営利略取、逮捕監禁致傷、大麻取締法違反被告事件についてした上告棄却決定に対する異議申立て事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91318

被告人の選任した A 弁護士は、第 1 審においては、論告、弁論が予定されていた公判期日の 4 日前に辞任届を提出した。第 1 審裁判所は同公判期日を取り消し、その後、新たに別の弁護士選任届が提出された。

控訴審でも A 弁護士の弁護士選任届が提出されたが、A 弁護士は控訴趣意書差出最終日の 3 日前に辞任届を提出した。原審裁判所は国選弁護士を選任するとともに、控訴趣意書差出最終日を延長し、第 1 回公判期日を変更した。

上告審においても、A 弁護士の弁護士選任届が提出されたが、A 弁護士は、上告趣意書差出最終日に辞任届を提出し、その翌日、新たに B 弁護士の弁護士選任届が提出された。

結局、本件については、上告趣意書の提出がなく、上告棄却の決定がされた。

このような事実関係の下では、上告趣意書の差出最終日に弁護士が辞任し差出最終日には被告人に弁護士がなかったとしても、差出最終日まで上告趣意書を差し出さなかったことを理由に被告人の上告を棄却したことは正当である。

参照条文等:刑訴法 376 条、414 条、刑訴規則 236 条、252 条

【11】最一決令和 4 年 7 月 27 日 裁判所 HP

令和 4 年(し)第 25 号 検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91328

(事案)

申立人は、ナンパを指南する塾を経営し、女性との性交場面を撮影した動画等を塾生のグループ内で共有するなどしていたところ、塾生に対する集団準強姦被疑事件について、申立人の所有する携帯電話機等(以下「本件不還付物件」という。)を差し押さえられた。その後、申立人は、乙ら塾生と共謀又は単独で、女性 3 名が抗拒不能であるのに乗じ性交をしたという準強制性交等被告事件について、第 1 審裁判所では有罪判決を言い渡され、各原決定時には、控訴が棄却され、上告を申し立てていた。

申立人が、刑訴法 222 条 1 項が準用する同法 123 条 1 項に基づき、検察官に対しての本件不還付物件の還付を請求したところ、同検察官がこれに応じず還付しない処分をしたため、申立人は、同法 430 条 1 項の準抗告を申し立てたが、棄却されたことから、さらに、特別抗告を申し立てた。

(判旨)

本件不還付物件は、準強制性交等被疑事件に関するものであるが、被害者に無断で撮影、録音されたものであり、これらの流布により、被害者の名誉、人格等を著しく害し、多大な精神的苦痛を与えるなどの回復し難い不利益を生じさせる危険性があること、同各データを含めた本件各不還付物件の還付を受けられないことにより申立人に著しい不利益が生じているとはいえないことなどから、本件還付請求は、権利の濫用として許されないから、原決定は相当である。

参照条文等:刑法 178 条、刑訴法 123 条 1 項

【12】最三決令和 4 年 8 月 16 日 裁判所 HP

令和 4 年(許)第 6 号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/365/091365_hanrei.pdf

(裁判要旨)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 98 条の定める作業報奨金の支給を受ける権利に対して強制執行をすることはできない

(理由)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 98 条は、作業を行った受刑者に対する作業報奨金の支給について定めている。同条は、作業を奨励して受刑者の勤労意欲を高めるとともに受刑者の釈放後の当座の生活費等に充てる資金を確保すること等を通じて、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資することを目的とするものであると解されるところ、作業を行った受刑者以外の者が作業報奨金を受領したのでは、上記の目的を達することができないことは明らかである。そうすると、同条の定める作業報奨金の支給を受ける権利は、その性質上、他に譲渡することが許されず、強制執行の対象にもならないと解するのが相当である。

参照条文等:刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 98 条

【13】東京高決令和 3 年 9 月 6 日 判例時報 2519 号 126 頁

令和 3 年(<)第 570 号 第 1 種少年院送致決定に対する抗告申立事件 抗告棄却(再抗告(再抗告棄却))

本件は、少年が被害者(ともに当時 16 歳)に対し、腹部等を踏みつける等の暴行を加え、加療約 10 日間を要する全身打撲、腹部挫傷等の傷害を負わせた事案であり、原決定は、「少年には本件以前に非行歴も家裁係属歴もないが、本件非行当時、少年の生活環境が芳しくなく、要保護性が高い状況であったことから、身柄付補導委託の方法による試験観察を行う旨決定したが、少年はわずかな期間で委託先を無断退去し、以後、居所を転々とし、本件非行当時と同様の極めて不安定な生活状況に戻ったとし、社会内で適切な保護環境を確保することは不可能であり、要保護性は極めて高い」として第 1 種少年院送致にしたところ、少年は処分の著しい不当を理由に抗告した事案である。

本決定は、少年は、試験観察決定後、再非行という遵守事項違反こそないものの、家庭裁判所調査官等の指導に従うという約束があったのに、委託先を無断退去し、調査官に身元や連絡先を伝えることができない先輩のところに身を寄せるなど不良交友に居場所を求めた点に問題があると指摘して少年の抗告を棄却した。

参照条文等:少年法 25 条、同 33 条

【14】神戸地判令和 3 年 11 月 4 日 判例時報 2521 号 111 頁

平成 30 年(わ)第 453 号 殺人、殺人未遂、住居侵入、建造物親友、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(無罪(控訴))

精神病歴のない被告人が自宅にいた祖父母及び実母に襲い掛かり、自宅を出た後も近隣住民 2 名に襲い掛かり、合計 5 名を殺傷する等したという殺人、殺人未遂等の事案で、被告人のこれらの各行為は、精神障害による妄想・幻聴の影響下で行われたものであるが、心神喪失か心神耗弱かが争われた。

本判決は、捜査段階で行われた 2 名の精神科医(1 度目が D1、2 度目が D2)による各精神鑑定の信用性を検討した上(別の精神科医の証言も両鑑定の信用性評価に必要な範囲で参考にしている)、D1 鑑定の信用性を認め、妄想等の精神症状の圧倒的影響下で本件各行為に及んだとの疑いを払しょくできず、心神喪失状態にあった疑いが残るとして無罪を言い渡した。

参照条文等:刑法 39 条 1 項、刑訴法 336 条

(公法)

【15】仙台高判令和 2 年 12 月 14 日 判例タイムズ 1497 号 69 頁

令和 2 年(行コ)第 11 号 非認定処分取消請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立取下げ))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/959/089959_hanrei.pdf

X は視覚障害者以外の者を対象としたあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設の認定を申請した。あん摩マッサージ指圧師免許を取得するには、文部科学大臣認定の学校ないしは厚生労働大臣認定の養成施設において知識及び技能を習得し国家試験に合格する必要があるところ、昭和 39 年 9 月 29 日施行のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律附則 19 条 1 項は、当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占

める割合等の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするため必要があるときは上記認定等をしないことができると定めており、本件申請は認定されなかった。

X は同附則の規定は視覚障害者以外の者の職業選択の自由を制限するもので憲法 22 条 1 項に違反すると主張し非認定処分の取消しを求めた。本判決は、現在も重い視覚障害を有する者の多くがあん摩マッサージ指圧師の業務に依存しており規制の合理性は失われておらず、重要な公共の利益のための必要な合理的な措置である、制約の内容は新たな事業の展開や拡大が制約されるに過ぎないという意味で比較的小さなものである、視覚障害者以外の者を対象とする施設が全国 10 都道府県にしかないからといって資格を取得して職業を営むことが実際上不可能になるほど強い制約ではないなどとして、憲法 22 条 1 項には違反しないとした。

参照条文等：憲法 22 条 1 項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 1 条、2 条 1 項、2 項、附則 19 条 1 項

【16】東京高判令和 3 年 4 月 21 日 判例時報 2519 号 5 頁

令和 2 年(行コ)第 129 号 河川占用不許可処分取消請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、Y 市内で太陽光発電施設の建設を計画する合同会社 X が、Y 市普通河川条例に基づき Y が管理する普通河川について敷地の占用の許可を求める 2 つの申請を行ったところ、Y の市長がいずれも許可しない旨の処分をしたため、取消しを求めた事案であり、一番は、本件各不許可処分は、Y 市長の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用した違法なものであり、かつ処分の理由の提示も不十分であるとして、X の請求を認容したため、Y が控訴した事案である。

本判決は、本件事業が処分の時点の实情に照らして公共性又は公益性が高いものと言い得るかには問題があり、Y 市長の判断は裁量権の範囲の逸脱又は濫用したものとは認められなかったが、本件各不許可処分で示された理由では理由の提示とは認め難いとして、一審判決の結論を相当として Y の控訴を棄却した。

参照条文等：河川法 1 条、24 条、伊東市普通河川条例 4 条 1 項、10 条 1 項、11 条 1 項、伊東市行政手続条例 5 条、8 条 1 項

【17】大阪高判令和 4 年 2 月 3 日 判例時報 2520 号 5 頁

令和 3 年(行ケ)第 2 号 選挙無効請求事件(棄却(上告))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/003/091003_hanrei.pdf

令和 3 年 10 月 31 日施行の衆議院小選挙区選出議員選挙(本件選挙)における選挙区割りを定める公職選挙法の規定の憲法適合性が争われた、公選法 204 条に基づく選挙無効訴訟において、次のとおり判示され、原告らの請求が棄却された事例。

議員 1 人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることが最も重要かつ基本的な基準であることに照らすと、本件選挙の選挙区割りの下で、相当数の選挙区において、ある選挙区の 2 票の投票価値が別の選挙区の 1 票の投票価値に及ばないという較差が生じていることは、国会の合理的な裁量の範囲の限界を超えるものというべきである。そうすると、本件選挙時点での区割規定(公職選挙法 13 条 1 項・別表第 1)及びこれに基づく選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する、是正すべき状態にあるものといわざるを得ない。

しかし、選挙区割りの是正は国会の立法によって行われるものであるところ、国会において前記 1 のとおりの投票価値の不平等状態が認識し得るようになったのは、令和 2 年国勢調査の結果が判明した以降と認められ、それから本件選挙までに、その是正をすることは事実上不可能であり、上記区割規定が憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったということはできないから、本訴に係る各小選挙区選挙をそれぞれ違憲無効ということはできない。

参照条文等：憲法 14 条 1 項、公職選挙法 13 条 1 項、別表第 1、同法 204 条

【18】東京地判令和元年 11 月 7 日 判例タイムズ 1497 号 204 頁

平成 29 年(行ウ)第 500 号 助成金返還請求事件(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/405/089405_hanrei.pdf

Y は岡山県の指定を受け障害者等の就職困難者に係る就労継続支援等の業務を営んでおり、障害者 14 名高齢者 1 名を雇用したことに関し①特定就職困難者雇用開発助成金及び②高年齢者雇用開発特別奨励金を合計 14,086,230 円受給したが、その後、申請時に提出した雇用期間の記載が事実と異なっていたとして支給決定の取消しを受けたため、国は原状回復請求等に基づき支給金の返還を求めた。なお、支給要件として①は支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であること等、②は 1 年以上継続して雇用することが確実であること等が定められているところ、Y が労働者に交付した労働条件通知書には、有期雇用とし、出勤状況等を判断しながら更新することがある等と記載されており、支給要領には、「偽りそ

の他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合」には支給決定を取り消すとされている。

Yは、対象労働者が希望すれば更新する運用であり実質的に無期雇用と同じであった等を主張したが、本判決は、実際の運用は Yにとって扱いにくい、あるいは有用な作業能力を有しないと考える労働者を雇用契約から離脱させるものだったと推認され、契約が相当期間継続することが客観的に明らかであったとは到底言えないとし、労働局に申請書を提出する際には労働者に交付したものは別に「雇用期間の定めなし」と記載した通知書を提出する等しており、故意に偽りの証明を行うことにより助成金の支給を受けたものであり「偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けた場合」に該当するとして、国の請求を全部認容した。

参照条文等：雇用保険法 62 条 1 項 3 号、5 号(平成 28 年法 17 号改正前)、雇用保険法施行規則 (平成 24 年厚生労働省令 67 号改正前)109 条、110 条 1 項、2 項

(紹介済み判例)

最三判令和 2 年 3 月 10 日 判例時報 2521 号 109 頁

平成 30 年(あ)第 1757 号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制わいせつ、徳島県青少年健全育成条例違反、東京都青少年の健全な育成に関する条例違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 227 号 16 番で紹介済み

大阪地判令和 2 年 8 月 27 日 判例時報 2521 号 99 頁

令和元年(ワ)第 7786 号 不正競争行為差止請求事件(棄却(控訴、和解))

→法務速報 233 号 23 番で紹介済み

仙台高判令和 3 年 1 月 26 日 判例タイムズ 1497 号 93 頁

令和 2 年(ネ)第 123 号 損害賠償請求控訴事件(一部変更、一部控訴棄却、上告、上告受理申立(後上告取下げ))

→法務速報 238 号 4 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/014/090014_hanrei.pdf

東京地判令和 3 年 1 月 26 日 判例タイムズ 1497 号 164 頁

平成 31 年(行ウ)第 30 号 課徴金納付命令処分取消請求事件(認容、控訴(後控訴棄却))

→法務速報 253 号 19 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/775/090775_hanrei.pdf

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/047/090047_hanrei.pdf

大阪高決令和 3 年 3 月 30 日 判例時報 2519 号 49 頁

令和 3 年(ラ)第 47 号 死後離縁許可申立却下審判に対する抗告事件 取消・申立て許可(特別抗告・許可抗告<抗告棄却・不許可>)

→法務速報 248 号 4 番で紹介済み

最三判令和 3 年 7 月 30 日 判例タイムズ 1497 号 60 頁

令和 2 年(あ)第 1763 号 覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反被告事件(破棄差戻)

→法務速報 244 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/502/090502_hanrei.pdf

知財高判令和 3 年 8 月 30 日 判例時報 2519 号 66 頁

令和 2 年(行ケ)第 10126 号 審決取消請求事件 認容(確定)

→法務速報 245 号 10 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail7?id=90553

最一決令和 3 年 10 月 28 日 判例時報 2520 号 14 頁

令和 2 年(許)第 44 号 財産分与申立て却下審判に対する抗告一部却下等決定に対する許可抗告事件(一部破棄差戻、一部抗告棄却)

→法務速報 247 号 10 番で紹介済み

最三判決令和 3 年 11 月 2 日 判例時報 2521 号 75 頁

令和2年(受)第1252号 損害賠償請求事件(一部破棄自判、一部上告却下)
→法務速報247号1番で紹介済み

最二判令和4年2月7日 判例タイムズ1497号51頁
令和3年(行ツ)第73号 非認定処分取消請求事件(上告棄却)
→法務速報250号19番にて紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/902/090902_hanrei.pdf

最三小判令和4年3月22日 金法2191号78頁
令和3年(行ヒ)第62号 不動産取得税賦課処分取消請求事件(上告棄却)
→法務速報252号16番で紹介済み
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/034/091034_hanrei.pdf

2. 令和4年(2022年)8月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類提出回次番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)
書籍名
★は後記に解説あり

永岡秀一 奥原靖裕/著 税務経理協会 202頁 2,640円
55のケーススタディでわかる テナント賃料増減額請求の手引き

関口康晴/町田裕紀/編著 日本加除出版 284頁 3,300円
こんなときどうする? Q&A 処分の難しい不動産を整理するための法律実務 負動産にしないための法的アプローチ

平田 厚/著 青林書院 340頁 4,950円★
遺言執行と条項例の法律実務

斎藤博明 著 保険毎日新聞社 311頁 4,950円
損害賠償における休業損害と逸失利益算定の手引き 2022年版

4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)
書籍名
★は後記に解説あり

三木義一 /監修 鹿田良美/著 有斐閣 309頁 2,970円
判例から読み解く よくわかる相続税法

新潟県弁護士会/編 ぎょうせい 441頁 4,950円★
労働災害の法律実務

中尾 巧 著 成文堂 264頁 2,420円
若手弁護士のための弁護士実務入門

市川浩行／岩下明弘 編 新日本法規 337頁 4,840円
過大要求・悪質クレームへの企業対応の実務
取引先・消費者・株主の問題行動

香川希理／編著 島岡真弓／松田 優／上田陽太／著 日本加除出版 266頁 3,190円
カスハラ対策実務マニュアル

安生 誠／堀田健治 著 第一法規 133頁 2,970円
弁護士業務に役立つ！近年の税制改革による新制度とその活用場面

5. 発刊書籍＜解説＞

「遺言執行と条項例の法律実務」

一般的な条項例にとどまらず、法令上規定されている遺言事項を網羅して解説した点に特徴がある。関連裁判例も多数掲載されており、遺言執行時だけでなく遺言書の起案の際にも有益な本である。

「労働災害の法律実務」

多数の裁判例が分析されており、事案別に主張立証のポイントが解説されている。書式例が掲載されているほか、手続の流れが図式で解説されており、若手にも分かりやすく便利な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。